

道路法令関係Q&A

有事法制に係る 道路関係の法改正について

道路局路政課

〈道路局路政課のY係長、D係員、

新人T君のお昼休み後の一コマ〉

新人T 先輩先輩、見ましたか？ 国土交通省の

入り口に、昨年一二月に不審船に襲撃された海上保安庁の船壁が展示されましたよ。被弾の跡がなまなましいですね。船に乗っていた方は大丈夫だったんでしょうか、心配です……。

それにしても、こういう現物を目のあたりにすると、国土交通省に入省したんだなあ、って実感しますね。うーん、身が引き締まる思いです。

Y係長 そうだね。ほんとに、痛ましいこと。

D係員 そういえば係長、通常国会がはじまってすぐ、小泉総理の施政方針のもと、防衛庁や内閣官房を中心に有事法制の検討をしましたね。昨年度末は毎日のように防衛庁の方々がみえて。ようやく四月一六日に閣議決定して、今、国会で審議中ですよね。

新人T え、有事法制に道路も関係あるんです

か？ 研修に行っていたから、知りませんでした。ひよっとして、地雷を埋めたりしちゃうとか？

Y係長 いやいや、現行法の体系では、そんなことまで想定できないよ。手続の簡素化を図ろうということなんだ。道路法では具体的にどんな特例措置を設けようとしているか、D君、おはえてる？ T君にも教えてあげて。

D係員 はい、まかせてください。T君、まず今回の有事三法案って、知ってる？

新人T ええと、新聞では、包括法と言われている法律と、自衛隊法と……、そんな感じだったと思いますが。道路法はありませんでしたよ？

D係員 うん、惜しい。今回の有事法制では、まず、有事への対処に当たった基本理念や今後の国民保護のための法整備の方向等を定めた武力攻撃事態安全確保法、自衛隊の行動を円滑にするために道路法や建築基準法をはじめとする

関係諸法を改正する自衛隊法等の一部改正、それから安全保障会議設置法の一部改正の三法案から成っているんだ。道路法の特例は、自衛隊法等の一部改正の中で措置されることになるんだ。

新人T ということは先輩、その道路法の特例措置を受けられるのは自衛隊だけなんですか？

D係員 そう、そのとおり。今回の改正は、防衛出動命令が出されたような有事中に限って、現行の協議などの手続を緩和して、自衛隊が迅速に行動できるようにすることを目的としているんだ。

新人T 道路に係る手続ですと、どんなものが対象となるんでしょう？

D係員 まずは、道路法第二十四条の承認工事の特例。防衛出動命令を受けた自衛隊の部隊が目的地に到達するまでの間に道路が損傷して通れないことがあるかもしれない。そんなときに、今までどおり道路管理者の事前の承認を求めていたら、時間がかかってしまう。そこで、そのような自衛隊の部隊が応急措置として行う道路に関する工事については、第二十四条の承認を受けることを要しない、とする特例を設けたんだ。そのかわり、その自衛隊の部隊の長は工事の概要を速やかに道路管理者に通知する。事後、道路管理者が適切な道路管理を実施することが

できるよね。

新人T 通行の禁止や制限をかけられた道路でも、自衛隊なら通行できるんですか？

D係員 道路管理者が道路法第四十六条の通行の禁止や制限をかけた道路は、いかに自衛隊でも通ることができない。通常、物理的に通行できないところだからね。でも、自衛隊がこの承認工事の特例に基づいて自ら通行するために工事を行った場合には、そこは自衛隊の通行に関して言えば安全が確保されていると考えられるから、その範囲で通行することができる。道路法第二十四条の承認工事の特例を設けた趣旨から、そう解釈できるんだ。

新人T まさに自衛隊の迅速な行動を確保するための特例措置なんですね。ほかにはどんな特例があるんですか？

D係員 あとは、占用許可の特例。平時であれば、自衛隊の部隊が道路を占用しようと思えば、道路法第三十五条の占用協議が必要になる。でも、有事の際は逐一協議していたら時間がかかってしまうので、有事の間に限って、道路管理者にあらかじめ通知をすればいいことにしたんだ。その際、通知を受けた道路管理者は、その占用に対して意見を言うことができる。これも、適切な道路管理を確保するためにね。

新人T 有事が終わったたらどうなるんですか？

ほっとかれちゃったら邪魔ですよな。

D係員 有事が終わったら、この特例も効かなくなってしまうので、自衛隊の部隊は速やかに原状回復を行うか、さらに占用を続けたいと思えば改めて道路管理者と協議することになるんだ。

新人T なるほど、まさに有事限定の、自衛隊の行動の円滑化のための特例のなんですね。

D係員 そう。だからこそ、自衛隊法の改正の中で措置されることになるんだ。

新人T よくわかりました。でも、ほんとに、あの不審船による被弾跡を見ると、平和の大切さがよくわかりますね・・・。

D係員 そうだね。僕らも、午後も係長の波状攻撃を受けて、のんびきならない有事状態にならないよう、頑張らなくっちゃね。

新人T は、はいっ。

今回の法制整備対象

武力攻撃事態安全確保法案

- ・基本理念
- ・国、地方公共団体、指定公共機関の責務、国民の協力
- ・対処基本方針、対処措置の実施
- ・対策本部の設置
- ・今後の法整備（2年以内に整備）
 - ①国民保護等のための法制整備
 - 警報の発令、避難の指示、輸送に関する措置、被害復旧に関する措置 等
 - ②自衛隊、米軍の行動円滑化のための法制整備
 - 捕虜の取扱に関する措置、船舶・航空機の航行に関する措置 等
- ・武力攻撃事態以外の緊急事態への対応

・独法、日銀、日赤、NHK等の公共的機関
・電気、ガス、輸送等公益的事業を営む法人

自衛隊法等改正法

- ・物資収用等に関する規定整備（防衛出動時における物資の収用等に関する規定の補完 等）
- ・行動円滑化のための特例措置（土地の利用（海岸法、河川法等）部隊の移動、輸送（道路法等）、建築物建造（建築基準法） 等）

※米軍の行動円滑化は今回は法律措置不要

安保会議設置法改正法

- ・事態対処に係る諮問事項追加
- ・安保会議メンバーの変更 等

図 「有事法制」の整備について